情報セキュリティ基本規程

株式会社 大西組

制定日	令和 8 年 10 月 2 日
会社名	株式会社 大西組
承認	代表取締役　佐藤　玄太

第 1 条（目的）

本規程は、株式会社大西組（以下「会社」という。）が保有又は取り扱う情報資産を適切に保護し、情報の漏えい、紛失、改ざん、不正利用その他の情報セキュリティ事故を防止するため、基本的な管理事項を定めることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、役員、正社員、契約社員その他会社の業務に従事する者に適用する。

第 3 条（情報資産の管理）

業務上取得又は作成した顧客情報、取引先情報、個人情報、工事情報、設計・施工データ、契約情報、社内資料その他の情報は、会社の重要な情報資産として適切に管理する。

第 4 条（アクセス管理）

情報システム及びデータへのアクセス権限は、業務上必要な範囲に限定する。ID 及びパスワードは本人が適切に管理し、第三者への貸与又は共有を行わない。

第 5 条（端末及び記録媒体の管理）

会社が業務に使用するパソコン、スマートフォン、タブレット、USB メモリその他の機器・記録媒体は、紛失、盗難及び不正利用を防止するよう管理する。会社の承認なく業務情報を私物端末又は私物媒体へ保存してはならない。

第 6 条（電子メール及びインターネットの利用）

電子メール、クラウドサービス及びインターネットは業務上必要な範囲で利用し、不審なメール、添付ファイル又はリンクを不用意に開かない。業務情報を外部へ送信する際は、宛先及び添付内容を確認する。

第 7 条（マルウェア等への対策）

業務端末について、会社が指定するセキュリティ対策を講じ、OS 及びソフトウェアを適切に更新する。不審な動作を確認した場合は、直ちに使用を中止し、担当者へ報告する。

第 8 条（情報の持出し及び外部提供）

機密情報、個人情報その他重要な情報を社外へ持ち出し、又は第三者へ提供する場合は、業務上の必要性を確認し、会社の承認を得るとともに、漏えい防止措置を講じる。

第 9 条（秘密保持）

役員及び従業員は、業務上知り得た会社、顧客、取引先その他関係者の秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。退職後も同様とする。

第 10 条（事故発生時の報告）

情報の紛失、誤送信、不正アクセス、マルウェア感染その他の情報セキュリティ事故又はそのおそれを認知した者は、速やかに上司又は会社が指定する担当者へ報告し、指示に従う。

第 11 条（教育及び周知）

会社は、本規程を役員及び従業員に周知し、必要に応じて情報セキュリティに関する教育又は注意喚起を行う。

第 12 条（見直し）

会社は、情報セキュリティを取り巻く環境、業務内容又は法令等の変更に応じ、本規程を必要に応じて見直す。

附則

本規程は、令和 8 年 10 月 2 日から施行する。